

保護者各位

社会福祉法人 寿光会
しょうれんじこども園 楽生・寿光

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、園児がよくかかる下記の感染症につきまして登園届けの提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康快復状態が集団での園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

“医師が記入する” 登園許可証明書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症24時間前から発症後3日間 が最も多く、通常7日以内に減る	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を過ぎてから
風疹	発しん出現の数日前から後5日間 くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現2日前から痂痂（かさぶた）形成まで	全ての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 おたふくかぜ	発症2日前から耳下腫脹後5日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが現れた後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
結核 髄膜炎菌性髄膜炎		医師において感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜炎 プール熱	発熱・充血など症状が出現した数日間	主要症状が消えた後2日を経過してから
流行性角結膜炎	充血・眼脂など症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する）5日間服用後は医師の指示に従う
腸管出血性大腸菌感染症		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・きりとり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

登園許可証明書

しょうれんじこども園 殿

クラス名 ふりがな
園児氏名

病名「」

_____年 _____月 _____日から症状も快復し、集団生活に支障がない状態となつたので、登園可能といたします。

医療機関名 医師名 印（またはサイン）

保護者各位

社会福祉法人 寿光会
しょうれんじこども園 楽生・寿光

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、園児がよくかかる下記の感染症につきまして登園届けの提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康快復状態が集団での園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

医師の診断を受け、“保護者が記入する” 登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後1~2日間	抗菌薬内服後24時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治っていること
手足口病	手足や口腔病に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹出現前の一週間	全身症状が良いこと
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス)	症状のある間と、症状消失後一週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に一ヶ月間程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 (ヘルペス)	水疱を形成している間	水疱と同様
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身症状が良いこと

.....きりとり.....

登 園 届

しょうれんじこども園 殿

クラス名 _____ 園児氏名 _____

病名「 _____ 」と診断され、

_____年 _____月 _____日、医療機関名「 _____ 」において

“症状も快復し集団生活に支障がない状態“ と判断されましたので、登園いたします。

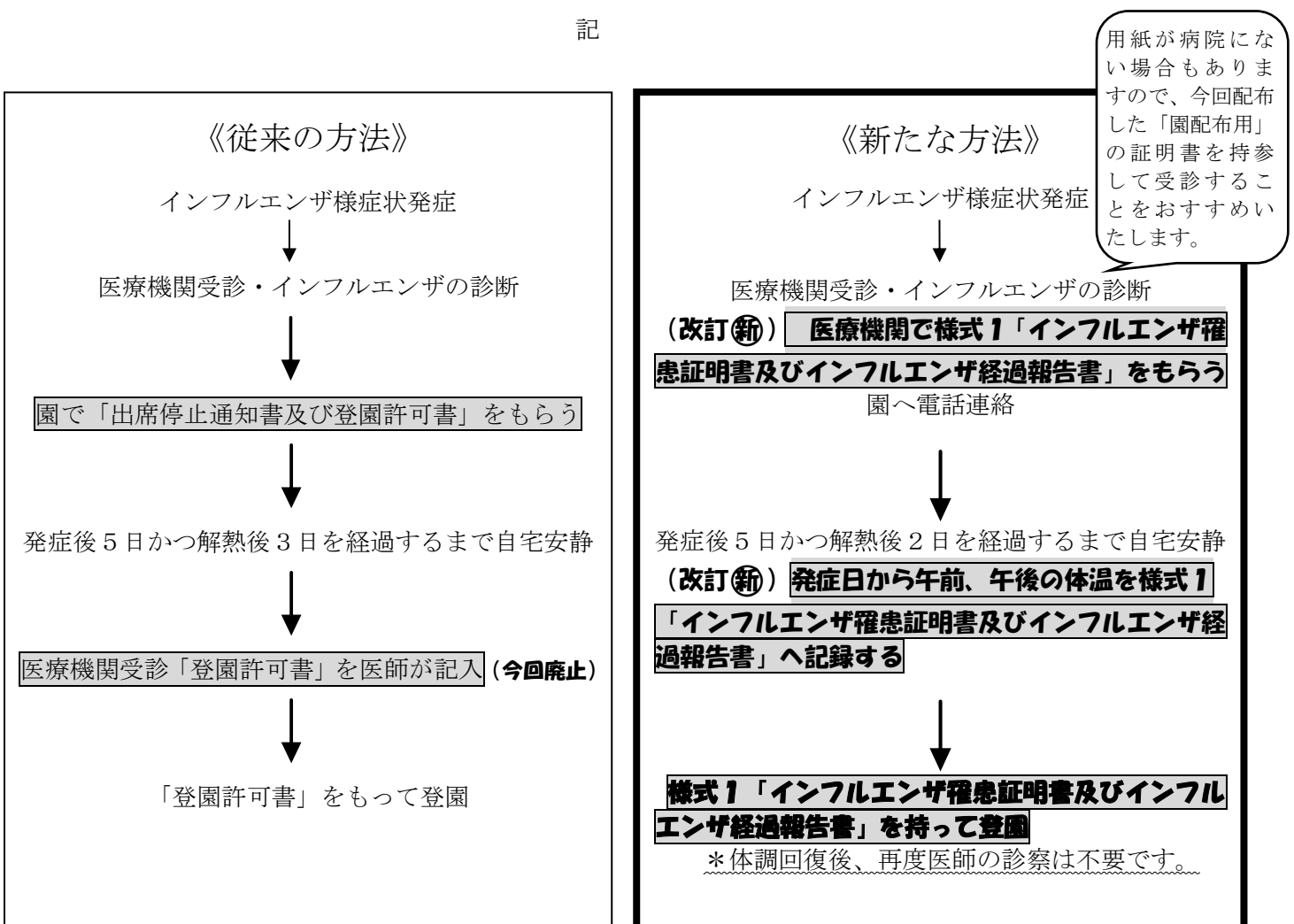
保護者氏名 _____ 印 (またはサイン) _____

インフルエンザによる出席停止の様式変更について

令和元年11月、インフルエンザの証明書取得に伴う児童生徒及び保護者の負担軽減のため、**伊豆の国市内の保育園、幼稚園、認定こども園では「出席停止の様式」が変更されました。**今後、様式1の「インフルエンザ罹患証明書及びインフルエンザ経過報告書」により登園再開の判断を行うこととします。今回の変更は下記のとおりです。

なお、様式の変更は**インフルエンザの場合のみ**となります。その他の感染症の出席停止は従来の形式で対応となります。保護者のみなさまには御迷惑をおかけいたしますが、様式の変更について御確認の上、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

記



*病院でも用紙がなく、かつ配布した「園配布用」の用紙もなくしてしまった場合は、静岡県医師会のホームページからダウンロードするか、園にもらいに来てください。

インフルエンザ罹患証明書

氏 名 _____ 生年月日 平成 _____ 年 月 日

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと証明いたします。

症状出現日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（発症 0 日）

診 断 日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名：

医師氏名又は代表者氏名： _____ 印

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項 インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く。）の出席停止期間『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで』とされています。

※気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医へ受診してください。

【 医師からの注意事項

必ず保護者の方が記入するようお願いします。

インフルエンザ経過報告書（保護者記入）

例の場合

発症日	日時	午前測定時刻：体温	午後測定時刻：体温
0 日目	12 月 1 日	午前 7 時 00 分： 39.0 度	午後 5 時 00 分： 39.0 度
1 日目	12 月 2 日	午前 7 時 00 分： 38.5 度	午後 5 時 00 分： 38.5 度
2 日目	12 月 3 日	午前 7 時 00 分： 37.0 度	午後 5 時 00 分： 37.0 度
3 日目	12 月 4 日	午前 7 時 00 分： 36.5 度	午後 5 時 00 分： 36.5 度
4 日目	12 月 5 日	午前 7 時 00 分： 36.5 度	午後 5 時 00 分： 36.5 度
5 日目	12 月 6 日	午前 7 時 00 分： 36.5 度	午後 5 時 00 分： 36.5 度
6 日目	月 _____ 日	午前 _____ 時 _____ 分： _____ 度	午後 _____ 時 _____ 分： _____ 度
7 日目		どの場合でも 5 日目までは出席停止です。	
8 日目	月 _____ 日	午前 _____ 時 _____ 分： _____ 度	午後 _____ 時 _____ 分： _____ 度

発症した日を 0 日として、そこから 5 日間（計 6 日間）は登校できなかった日を解熱 0 日目とし、平熱で過ごせる日を 2 日間（幼児にあったはとされています。

こちらの余白に忘れずに保護者署名と捺印をお願いします。

保護者署名 _____ 印

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、園を休んだ日が出席停止の扱いとなります。平成24年度より出席停止基準が変更され、乳幼児のインフルエンザの場合は、

「発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで」となっています。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後3日を経過」の両方を満たす期間、登園することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます（下表の例4、例5参照）

発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状がはじまった日です。医師に症状を伝え、指定された日が症状出現日となり0日目とします。

解熱後3日は熱が完全に下がり、1日中平熱ですごせるようになった日を0日目とし、翌日を1日目、翌々日を2日目と数えます。熱がなかった日が3日間経過した後登園となります。



インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発 症 後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後1日目 出席停止	解熱後2日目 出席停止	発症後4日目 出席停止	発症後5日目 出席停止	登園可能			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後1日目 出席停止	解熱後2日目 出席停止	発症後5日目 出席停止	登園可能			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後1日目 出席停止	解熱後2日目 出席停止	解熱後3日目 出席停止	登園可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後1日目 出席停止	解熱後2日目 出席停止	解熱後3日目 出席停止	登園可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後1日目 出席停止	解熱後2日目 出席停止	解熱後3日目 出席停止	登園可能

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

インフルエンザの発症から再登園までの流れ

1. インフルエンザ症状！！

医療機関を受診してください。



2. 医療機関受診・インフルエンザの診断・インフルエンザ罹患証明書の発行

インフルエンザと診断されたら医師に**様式1「インフルエンザ罹患証明書及びインフルエンザ経過報告書」**（以下証明書とする。）を記入していただきます。用紙は原則医療機関においてありますが、おいていない医療機関もありますので、今回配布した「園配布用」の証明書を念のためご持参ください。

園へもその旨を電話にてご連絡ください。

*その他の証明書と同様、文書料が発生することがあります。

3. 体温の記録

証明書の下半分は「**インフルエンザ経過報告書**」です。医師の登園許可のための診察がなくなるかわりに、御家庭で午前、午後の体温を記録していただき、インフルエンザの登園基準の「**発症後5日かつ解熱後3日**」を確認してください。

4. 発症後5日かつ解熱後3日を経過するまで自宅安静

インフルエンザを発症し、医療機関を受診した際に、医師に**発症日**を確定していただきます。受診前から熱が出ていたり、再受診時にインフルエンザの診断がついたりした時等はその旨を医師にお伝えください。医療機関で自宅安静期間についての説明があります。

インフルエンザの自宅安静期間は、「**発症後5日かつ解熱後3日を経過するまで**」です。

- ***発症日とは**・・・熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出はじめた日です。
- ***発症後5日とは**・・・発症した日を0日とカウントし、そこから5日間（実質最短でも6日間）経過するまでとなります。
- ***解熱後3日とは**・・・1日中平熱で過ごせた日を解熱0日とカウントし、そこから3日間となります。
- ***発症日からの熱の経過を記録する用紙**・・・登園可能になる日まで、午前と午後に熱をはかり、証明書の下の方（インフルエンザ経過報告書）に保護者の方が記入をお願いします。

証明書下の余白に保護者署名捺印を忘れずに記入してください。

5. 必要期間自宅で休んだ後、証明書をもって登園

*** 体調回復後、再度医師の診察は不要です。**

処方された薬によっては解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登園した場合、園での感染・流行が懸念されますので、必ず出席停止期間を守ってください。気になる症状があったり、症状が悪化する場合は再度医療機関を受診してください。